

# 韓国人の姓氏と多文化社会

文 慶喆\*

Korean Family Names and Multicultural Society

MOON Kyungchol

## 1. はじめに

人には「名前」と「名字(苗字)」がある。この「名字(苗字)」を「氏」とも「姓」ともいう。「氏(うじ)」は父系社会の流れで、「姓」は母系社会の流れだという説がある。また、日本においては、「姓」は血縁集団を示す呼称であり、「氏」は職業や職能を示す称号を意味するものともされている。日本の民法には「氏+名<sup>1)</sup>」という体系になっている。しかし、民法の他の条文には「姓」の継承に関する記述が見られるし、一般的には「氏」と同じ意味で使われている。

韓国の民法では、「姓+名<sup>2)</sup>」の体系になっているが、一般的には「氏」も使われている。また、「氏族」という概念はあるが、「姓族」という概念はない。

この姓氏に関しては、いつ頃から、どんな形式で使われるようになったかは定かではない。しかし、韓国には各家門に「族譜」<sup>3)</sup>があり、それを見ると多くの場合その祖先が三国時代<sup>4)</sup>以前まで遡る。このような主張は、その時代に今のような姓氏が使われたかも不明であるし、神話的要素も加わって信

---

\* 東北文化学園大学総合政策学部教授 e-mail:kcmoon @ pm.tbgu.ac.jp

1) 日本民法790条, 791条など

2) 韓国民法795条など

3) 家系の系譜中心の同族の記録。司馬遷の『史記』がその元とされる。

4) 高句麗, 百濟, 新羅の三国が鼎立した紀元前1世紀から紀元後7世紀の時代をいう。

憑性は薄い。現在使われている姓氏は漢字で、このような姓氏は少なくとも漢字の導入以降になる。また、全ての人に姓氏が与えられるは<sup>5)</sup>1909年以降「奴婢制度の廃止」と近代的な「戸籍法の整備」によるものである。

韓国人の姓氏に関しては、このような歴史的な問題に加えて、最近大きな転換期を迎えている。韓国人にとっては「姓氏」と共に大事にされてきたのが「本貫」である。本貫は血縁関係による始祖の出身地の概念であるが、韓国における本貫は中国や日本とはまた違う概念で使われてきた。一番大きな違いは長い間慣習として守られてきた「同姓同本不婚の原則」である。この「同姓同本不婚の原則」は姓と本貫が同じであれば結婚できないというルールである。このルールは様座な問題を抱えていながら長年守られてきた。しかし、このルールに縛られて正常な社会生活ができない被害者が続出し、1977年と1988年の一年間限定的な救済措置の後、憲法不一致の理由で1997年7月に憲法裁判所の決定より廃棄に至った。これが有名な韓国民法第809条の問題である。この決定には国を挙げての激しい論争があった。韓国人にとって長い間の慣習だったので、今もこの決定に違和感を持っている国民も多い。法律ではこの同姓同本不婚の原則は廃棄となったが、「本貫」自体がなくなった訳ではない。韓国民法第781条には、「①子は父の姓と本貫に従う」となっている。付則として母子の場合は、母の姓と本貫によって定まるとしているが<sup>6)</sup>、父も母も分からない場合は姓も本貫も創設するとなつて、本貫がどれほど大事なのか分かる。その上、届け出の時に名前を含めてハングルでも良いが本貫だけは漢字でなければならない。この本貫制度は根強く残り、婚姻届けの場合は姓名欄の下に、出生届の場合は姓名欄の右に記載するようになっている。韓国では履歴書にも本貫欄があり、多く場合自己紹介の項目の一つにもなっている。

また、大きな転換の一つが戸籍法の改定と戸主制の廃棄である。戸籍法は家族関係登録法に変わり、本籍制度も改定した。本籍の代わりに現住地が本籍となっている。

次に、長い間固く守られてきた伝統的な姓氏制度を大きく揺るがすもう一

5) 日本は1875年2月3日に平民苗字必称義務令による。

6) 韓国民法第781条第③項。第②項は父が外国人の場合も母によって定まるとなっている。

つが多文化社会の到来である。高麗、朝鮮時代を経て定着した中国式の漢字の姓氏が、多文化社会によって大きく変わろうとしている。その姓氏の数も伝統的に250から500種類位維持して来た姓氏が、2015年の調査では5582種類一気に増え、その大多数の4075種類が漢字表記不能の姓氏であることが分かった。韓国社会はこのような多文化社会の到来によって姓氏制度のみならず大きく変わる可能性がある。

このような「同姓同本不婚の原則」の廃止、戸籍制度の改定と家族関係登録法の導入、戸主制や本籍制度の廃止、多文化社会の到来によって姓氏制度が持っている本来の意義が大きく問われている。

## 2. 韓国人姓氏の歴史と変遷

### 2-1. 韓国人姓氏の歴史

古代国家が成立する以前の単純な氏族社会においては、姓氏はなかったとされている。勿論、文献などによる記述の中で登場する表現は同族を表すものであり、今の様な姓氏とは異なると考えられる。原始社会においては、自然に母系社会になり、子供の出生は母方が明らかで、女から生まれるという「姓」の概念が生まれたと考えられる。しかし、人間社会は血縁関係から生まれ、血縁関係から発達したので、この血縁関係を中心とした氏族の観念が強く、他の氏族に対して自分達の名称の必要性を持つようになった。この名称が後に文字化して、「姓氏」の原型となったと考えられる。いまのような個人に対する名称よりも集団に対する名称の性格が強い。

韓国においても同様で、三国時代から何らかの名称があったが、それは権力者を中心として使われていたと考えられる。高句麗王の「高氏」、百済王の「扶余氏」、新羅の「朴、昔、金氏」などがあるが、これはすべて漢字が齎してからの表記である。日本の『日本書紀』などの資料を見ても、朝鮮半島に7世紀以前には漢字の姓氏は見当たらない。この時姓氏を持つことは、集団の中で政治的、社会的特権であり、姓氏の獲得によって段々母系社会から父系社会に移行して行く。

朝鮮半島では7世紀後半になる中国の唐との交流が活発になり、中央貴族や官僚を中心に漢字の姓氏が拡大して行く。これによって中国から同姓不婚の原則も定着して行く。勿論、新羅の王室などでは近親婚も多くあったので、少なくとも唐に対しては別の姓氏で見せなければならぬので、これによって夫婦別姓も広がる。

近親婚は高麗時代までも続いたため、お妃の姓は母方の姓を名乗ることも多かった。母方の姓を名乗ることによって、今度は姓氏と共に「本貫」が分化して行く。韓国での本貫の始まりは、このような分化によるものと考えられる。

これが今まで続く「夫婦別姓」と「本貫」の始まりである。

高麗を建国した「王建」<sup>7)</sup>は、中国の「姓族分定」制を導入し、これが韓国人姓氏の土台となっている。この姓族分定制は、政治的变化によって大きく変わり、既存の姓氏が分裂したり、新しい姓氏が生まれたり、消えたりすることも多かった。

この姓氏は漢字のみならず、中国の姓氏をならって作ったので、15世紀初刊行された『世宗實錄地理志』<sup>8)</sup>に次の「朴, 沈, 河, 玉, 明, 俊, 昔, 諸, 益, 森, 那, 芳, 勝」など18を固有の姓氏を示し、これ以外は中国姓氏由来とされている。中国の姓氏の淵源は国, 邑, 郷などの地名が圧倒的に多いとされている。李重煥の『擇里志』<sup>9)</sup>には、高麗時代以降徐々に一般の人が姓氏を持つようになったと記している。その普及過程は、

- ①高麗以前の賜姓氏
- ②中国から渡来した姓氏
- ③高麗朝からの賜姓氏

となっており、③の高麗朝からの賜姓氏が一番多いとしている。この姓氏が母体となって、また生成と分化の過程を経て朝鮮時代に移る。この結果が15世紀初に編纂した『世宗實錄地理志』や『東國輿地勝覽』に表れている。『世宗實錄地理志』に各道別に分けて次のように記している。

7) (877年1月31日 - 943年7月4日)。918年高麗を建国した。

8) 1453年編纂した『世宗實錄』に載せられた地理誌である。

9) 朝鮮末期の実学者であった李重煥が、1751年に著述した人文地理書。

【表1】『世宗實錄地理志』の姓氏数

道名	土姓数
京畿道	242
忠清道	305
慶尚道	561
全羅道	656
黄海道	100
江原道	107
平安道	10
咸鏡道	98
延べ数	2079

また、この他に

- ①本貫による区分があり、その延べ数は4456
- ②姓氏の出自による区分
- ③姓氏の消滅と移動による区分
- ④賜姓と帰化姓による区分

などがある。

長い間貴族や官僚に限られていた姓氏が一般に普及するきっかけは「科擧制度」だと言われている。高級官僚選抜試験である「科擧」は姓氏を持っている人にだけ受験資格があった。科擧試験が一般化した高麗文宗<sup>10)</sup> (1047年)以降である。

朝鮮時代には儒教の影響で「兩班」が優遇され、末になると有名な姓氏に改名し、それに伴って族譜を買う風習も広がり、大多数が兩班になっていた。しかし、奴婢の様な人にはまだ姓氏が与えられなかったが、1911年戸籍法<sup>11)</sup>の適用によって全国民が姓氏と本貫を持つようになった。

韓国人の姓氏は長い間中国式の漢字が使われ一文字が圧倒的に多いが、次のような

「南宮、皇甫、司空、鮮于、諸葛、西門、獨孤、東方、司馬」

10) (1019年12月29日～1083年9月2日)。高麗第十一代王。

11) その元になったのが1909年実施された「民籍法」

漢字二文字の姓氏も存在する。

韓国人の姓氏の数は他の国と比べると非常に少なく、次のような236姓氏が殆どを占めている<sup>12)</sup>。その中でも「金」・「李」・「朴」・「崔」・「鄭」の五大姓氏が占める割合が非常に高く、現在国民の約54%を占めていると言われている。反面、下の表に入っていない

「丕」・「先」・「間」・「應」・「鮑」・「旁」・「恩」・「價」<sup>13)</sup>

などは1軒程度と見ている。

1939年から本格的に始まった創氏改名の時には、「李」は「李家」,「金」は「金本」, 裴は「裴井」, 「呉」は「呉山」, 「張」は「張田」のように本来の姓氏を残し一文字を加える方式をとることもあった。また、本貫を重視し、その本貫である「南陽」, 「水原」, 「京山」, 「光山」などを姓氏として使うこともあった。あるいは始祖の伝説や、それを連想させる方式では「尹」を「平沼」, 韓山李氏は宣祖の「牧隱」に本貫を合わせて「牧山」, 清州韓氏は清州の昔の地名である「西原」を創氏にした。これは戦後アメリカ軍政により1946年10月23日大122号法令「朝鮮姓名復旧令」で廃止となった。

【表2】韓国人の主な姓氏と本貫

順位	姓氏	主な本貫	順位	姓氏	主な本貫
1	金	金海、慶州が大本で、この流れから623本	2	李	全州、慶州、延安、全義、廣州、韓山、徳水、龍仁など546本
3	朴	密陽、潘南、竹山、咸陽、順天、高靈、務安、忠州、尙州、昌原、陰城、寧海、靈巖、珍原、固城、蔚山、雲峰、春川、比安、江陵、月城、泰仁、沔川、三陟、文義、長城など300余本	4	趙	豊壤、漢陽、楊州、林川、白川、咸安、淳昌、横城、平壤、金堤、稷山など100余本
5	姜	晋州、衿川、安東、白川、海美、同福、光州など100余本	6	崔	慶州、鷄林、全州、東州、海州、朔寧、江陵、和順、江華、永川、耽津、水原、永興、隋城、牛峰、忠州など300余本

12) 日本の姓氏の数は約30万種類と言われ(丹羽 基二の『日本姓氏大辞典』), しかし、異体字を考慮すると実質的には約10万種。中国の最新の調査では約7000種類の姓氏。

13) この「價」は「賈」の誤記の可能性が非常に高い。このように間違いから生まれたのも結構あると見られる。

7	鄭	東萊, 延日, 海州, 晉州, 河東, 草溪, 溫陽, 慶州, 清州, 奉化, 光州, 羅州, 瑞山, 金浦, 野城, 咸平, 青山, 長鬐, 盈德, 昆陽, 西京など247本	8	尹	坡平, 海平, 南原, 漆原, 茂松, 咸安, 海南, 海州, 醴泉, 野城, 杞溪, 楊州, 玄風, 竹山, 高敞, 平山, 永川, 驪州, 新寧, 徳山など149本
9	張	昌寧, 興德, 蔚珍, 求禮, 太原, 木川など40余本	10	林	平澤, 羅州, 鎮川, 蔚珍, 醴泉, 扶安, 淳昌, 長興, 兆陽, 恩津, 善山, 晉州, 沃溝, 慶州, 沃野, 全州, 林川, 臨河, 吉安, 密陽, 寶城, 安東など30余本
11	韓	平山, 漢陽, 安邊, 楊州, 谷山, 鴻山, 大興, 扶安, 開城, 咸興, 錦山, 湍州などが文献にあるが清州本貫の流れと考えられる	12	呉	海州, 同福, 寶城, 高敞, 荳原, 羅州, 咸平, 蔚山, 樂安, 平海, 軍威, 義城, 長興, 咸陽, 和順(文献には210本)
13	申	平山, 高靈, 鶴州, 寧海, 殷豊, 天安, 利川, 信川, 谷城, 朔寧, 昌州(平山が70% 高靈が17%)	14	徐	利川, 達城, 長城, 連山, 南平, 扶餘, 唐城, 平當, 福興, 宜寧, 南陽, 黃山, 鹽州, 軍威, 佳城, 峰城, 龍宮(朝鮮氏族統譜:176本 増補文献備考:153本)
15	權	安東, 醴泉があり, 安東が大本	16	黃	平海, 長水, 昌原, 尙州, 紆州, 徳山, 懷徳, 黃州, 管城, 扶安, 江華, 三岐(文献には163本)
17	宋	礪山, 恩津, 鎮川, 延安, 冶城, 清州, 新平, 金海, 南陽, 福興(文献には172本, 礪山, 恩津, 鎮川が約90%)	18	安	順興, 竹山, 廣州, 耽津, 安山, 安東, 水原, 平安, 順川, 公山, 太原(順興, 竹山, 廣州, 耽津が大本で, 順興が過半数を占めている)
19	柳	文化, 全州, 晉州, 高興, 瑞山, 豊山, 靈光, 善山, 貞州(文献には130余本, 文化が大本)	20	洪	南陽, 豊山, 洪州, 缶溪, 義城, 懷仁
21	全	旌善, 天安, 龍宮, 慶州, 機張, 全州, 羅州, 竹山, 星州, 黃澗, 安東, 沃川, 慶山, 咸昌, 星山, 平康, 八莒, 扶餘(旌善が大本)	22	高	濟州, 長興, 開城, 延安, 龍潭, 潭陽, 宜寧, 高峰, 沃溝, 上黨, 横城, 金化, 兎山, 會寧, 安東(濟州が大本)
23	孫	慶州, 密陽, 平海, 求禮, 清州, 羅州, 扶安:扶寧安峽, 安東:一直(慶州が大本)	24	文	南平が約96%(他に江城, 長淵, 旌善江陵, 甘泉がある)
25	梁	濟州, 南原, 忠州, 楊州, 林川, 羅州(濟州が大本)	26	裴	慶州, 金海, 星州, 大邱, 興海, 俠溪, 昆陽, 和順(慶州が大本)
27	白	京畿, 光州, 金海, 羅州, 藍浦, 南海, 大興, 聞慶, 密陽, 白川, 扶餘, 舒川, 星山, 水原, 順川, 順興, 元州, 林川, 赤城, 全州, 稷山, 晉州, 清道, 忠州, 泰仁, 平山, 海美, 興州, 大邱, 梁山, 安東, 延安, 堤川(増補文献備考:157本 水原が大本)	28	曹	昌寧, 陵城, 南平, 玉州, 長興, 安東, 清道, 壽城, 嘉興, 昌平, 靈巖, 仁山(昌寧が大本)

29	許	陽川, 金海, 河陽, 泰仁, 咸昌	30	南	英陽, 宜寧, 固城, 南原
31	劉	江陵, 忠州, 居昌, 金城, 白川, 延安, 全州, 慶州, 江原, 江華, 開城, 古阜, 公州, 光州, 金城, 南原, 撫州, 水原, 順興, 安東, 延白, 延安, 連川, 沃川, 寧越, 原州, 晉州, 昌寧, 天安, 清州, 坡平, 豊山, 海州	32	沈	青松, 豊山, 三陟, 富有, 宜寧, 全州 (青松が大本)
33	盧	光州, 交河, 豊川, 長淵, 安東, 安康, 延日, 平壤, 谷山の九貫が主流	34	河	晉州, 安陰, 江華 (文献には70余本, 晉州が大本)
35	丁	羅州, 靈光, 昌原, 義城 (羅州が大本)	36	成	昌寧
37	車	延安	38	具	綾城, 昌原 (文献には32本)
39	郭	玄風, 清州, 善山, 海美, 餘美, 鳳山 (文献には50余本, 玄風が大本)	40	禹	木川
41	朱	新安, 羅州, 陵城, 熊川, 公州, 全州があるが新安が大本	42	任	豊川, 長興, 谷城, 果川, 牙善, 懷徳, 晉州, 咸豊 (豊川と長興が大本)
43	田	潭陽, 泰仁, 靈光の他に延安, 南陽, 安州, 河陰, 江華, 珍原, 牛峰 定山があるが潭陽が大本	44	羅	羅州, 錦城, 安定, 比安, 壽城, 軍威, 定山, 慶州, 金海, 安東, 義城, 長城, 全州, 晉州, 海州 (羅州と錦城が大本)
45	辛	靈山, 寧越	46	閔	驪興
47	兪	康津, 高靈, 金山, 杞溪, 務安, 仁同, 昌原, 川寧 (文献には97本)	48	池	朝鮮氏族統譜に忠州, 丹陽, 廣州89本があるが, 忠州が大本
49	陳	驪陽, 三陟, 羅州, 江陵があるが驪陽が大本	50	嚴	文献には寧越, 尙州, 河陰, 廣州, 坡州などがあるが寧越が大本
51	元	原州	52	蔡	平康, 仁川, 陰城, 光州 (平康と仁川が大本)
53	千	潁陽 (増補文献備考: 97本)	54	方	溫陽, 尙州, 軍威, 新昌があったが溫陽に一本化
55	康	新川, 忠州, 平壤があるが新川が大本	56	玄	延州
57	孔	曲阜	58	咸	江陵, 楊根
59	卞	草溪, 密陽	60	楊	清州, 南原, 密楊, 安岳, 中和, 通州など (朝鮮氏族統譜35本)
61	廉	坡州 (文献には75本)	62	邊	黃州, 原州, 長淵
63	呂	咸陽, 星州 (文献には30余本)	64	秋	文献には開城, 江華, 坡平もあるが, 今は 秋溪: 陽智と全州



65	都	星州	66	魯	咸平, 江華, 開城, 楊州, 密陽, 光州, 水原など60本が見られるが咸平単本
67	石	忠州	68	蘇	晉州
69	慎	居昌	70	馬	木川, 長興
71	薛	淳昌	72	吉	海平
73	宣	寶城	74	周	尙州, 草溪, 咸安, 長興, 森溪があるが同本と考えられる。
75	延	谷山(文献には開城, 廣州, 南陽, 淸州など30余本)	76	魏	長興
77	表	新昌	78	明	西蜀
79	王	開城	80	房	文献には南陽, 水原, 川寧, 抱川, 瑞山などがあるが南陽が大本
81	審	中国	82	玉	宜寧
83	奇	幸州	84	琴	文献には桂陽, 江華, 安東, 平海, 文化があるが奉化が大本
85	陸	沃川: 管城	86	孟	新昌
87	印	喬桐: 江華, 延安	88	諸	漆原, 義城があるが漆原が大本
89	卓	光山	90	魚	咸從, 忠州, 慶興があるが咸從が大本
91	鞠	朝鮮氏族統譜, 増補文献備考には6本あるが, 潭陽が大本	92	牟	咸平
93	蔣	牙山, 青松, 金浦があるが牙山が大本	94	殷	幸州
95	秦	豊基, 三陟, 龍仁, 永春, 平康, 南原があるが豊基が大本	96	片	浙江(中国)
97	余	宜寧	98	龍	洪川, 廣州, 楊根, 龍仁, 坡州があるが洪川が大本
99	慶	淸州	100	丘	平海
101	芮	義興	102	奉	河陰: 江華河帖
103	史	青州, 居昌	104	夫	濟州
105	程	韓山	106	昔	月城
107	賈	蘇州(中国)	108	庾	平山, 茂松
109	太	浹溪が大宗で, 他に永順, 密陽, 南原, 通川がある	110	ト	沔川
111	睦	泗川	112	桂	遂安
113	皮	文献には洪川, 丹陽, 廣州, 忠州, 坡州, 槐山など30余本記載あるが不詳	114	晉	南原

115	杜	杜陵	116	邢	班城, 晉州, 長興があるが, 晉州に一本化
117	章	居昌	118	賓	壽城, 達城, 大邱は達城に統一. その他靈光. 達城が大本
119	扈	新平, 全州の他に加平, 波陵がある	120	景	泰仁
121	葛	文献には清州, 楊州, 楊根, 陽城など22本伝わるが清州, 楊州が大本	122	錢	聞慶
123	左	濟州	124	干	木川
125	彭	龍岡と浙江が大本で, 文献には新平, 榮川, 安岳, 康翎などもある	126	范	錦城: 羅州
127	承	延日	128	尚	木川
129	簡	加平, 南陽, 瑞山, 靈光, 慶州, 仁同, 襄陽, 海州があるが, 加平が大本	130	眞	西山
131	夏	達城	132	薛	淳昌
133	施	浙江(中国)	134	胡	巴陵
135	毛	廣州, 瑞山, 金海, 公山	136	漢	忠州
137	柴	泰仁, 金化(増補文献備考, 陶谷叢説 に記載あり)	138	邵	大本の平山の他に文献には南陽, 仁州: 仁川, 公州, 青山, 全州, 慶州, 如良: 安東, 晉州, 密陽, 比安, 安泰: 慶州, 瑞和: 麟蹄, 河南, 西蜀, 安康も見える
139	韋	江華	140	唐	密陽
141	道	固城	142	甄	黃磎, 全州
143	陶	豊壤, 南陽, 清州, 楡谷, 順天, 別良, 竹青, 慶州, 兵陽, 密陽, 順川などが 朝鮮氏族統譜に見える	144	萬	開城, 江華の他鎮江, 廣州, 洪州, 江陵, 翼谷: 安邊永豊: 安進などがある
145	昌	居昌, 昌寧, 公州, 牙山の他礪山, 長城, 江陵も文献に見える	146	平	大本の忠州の他富平, 仁川, 禮山, 嘉興, 平原も文献に見える
147	公	金浦	148	段	朝鮮氏族統譜に延安, 豊徳, 清州, 全川, 高山, 江陵, 江陰, 黃州, 加音, 花山が見えるが, 延安, 江陰が現存
149	苟	鴻山の他林川, 昌原, 連谷がある	150	葉	慶州, 忠州
151	鍾	靈巖, 河陰, 江華, 通津, 荳原, 旌義, 豊徳があるが靈巖が大本	152	弓	兎山

153	昇	昌平, 南原	154	强	忠州, 槐山
155	龐	開城	156	大	大山
157	天	延安, 牛峰	158	泳	平海, 康翎
159	化	晉陽	160	襄	不詳
161	邕	淳昌, 富寧	162	浪	揚州
163	西	西林	164	連	全州(戸籍上は羅州)
165	國	文献上では豊川, 玄風, 英陽, 金城, 大明	166	馮	臨朐
167	堅	川寧: 驪州大本(文献上では沙梁:水原, 金浦, 忠州がある)	168	莊	衿川: 果川, 長連
169	判	海州	170	伊	太原: 忠州, 銀川: 白川
171	箕	幸州	172	乃	開城
173	墨	遼東(中国)	174	路	開城
175	異	密陽	176	麻	上谷, 永平
177	邦	文献には廣州, 坡州, 海州の他槐山, 務安, 水多: 羅州地方, 豊基, 醴泉, 鐵原永興, 徳川がある	178	菊	靈光
179	采	礪山	180	楚	星州の他, 清州, 江陵が文献に伝わる
181	班	朝鮮氏族統譜には開城, 平海, 固城	182	包	豊徳, 順天
183	斤	清州	184	弼	大興, 全州
185	阿	不詳	186	梅	忠州
187	海	金海または寧海	188	彬	大邱, 潭陽
189	舜	坡州, 林川	190	袁	比安
191	星	不詳	192	肖	濟州
193	宗	臨津: 長湍通津の他に毛押: 槐山地方, 泥波: 萬頃地方, 仁義: 泰仁地方, 黃原: 海南地方	194	曲	龍宮, 沔川
195	占	韓山, 槐山(朝鮮氏族統譜に日系帰化人)	196	燕	定平の他, 永平, 全州, 平州: 平山地方, 谷山, 徳源
197	夜	原平: 坡州地方の他, 開城, 石淺: 交河地方, 峯城: 坡州地方	198	頓	木川
199	鄒	不詳	200	彈	海州晉州
201	喬	清州, 善山, 淳昌	202	雲	咸興, 清州, 長興
203	倉	牙山	204	凡	安州
205	洙	不詳	206	米	載寧, 松林, 儒城, 方山
207	敦	清州	208	姚	徽州(中国), 水原

209	后	唐寅	210	鳳	慶州
211	順	不詳	212	汝	不詳
213	君	南原	214	謝	晉州, 韓山
215	俊	清州	216	彊	晋州
217	樑	不詳	218	瑞	不詳
219	邱	恩津	220	扁	熙川
221	森	三嘉	222	水	江陵, 江南
223	奈	不詳	224	剛	槐山
225	介	驪州	226	頼	不詳
227	碩	不詳	228	南宮	咸悅, 富潤, 南平, 龍安, 宜寧, 慈山があり, 咸悅が大本
229	皇甫	永川と黃州があり, 永川が大本	230	司空	孝令
231	鮮于	太原(中国)	232	諸葛	南陽(中国)
233	西門	安陰	234	獨孤	朝鮮氏族統譜に南原, 廣陵, 羅州, 黃州, 義州がある(中国南原が本貫)
235	東方	清州(中国濟南が本貫)	236	司馬	居平, 利川

## 2-2. 韓国人姓氏の変遷

韓国人の姓氏の数は時代によってかなりの変化が見られる。

韓国人の姓氏の保有率は、文献などから推測すると、次のような割合と考えられる。

**【表4】韓国人姓氏の変遷**

15世紀	16世紀	17世紀	18世紀	19世紀初
約3%	約10%	約20%	約40%	約70%

この表で、18世紀40%代だったのが、19世紀初には70%まで上がるのは、朝鮮時代末に蔓延した両班への渴望である。自分の家門が両班になるためにはあらゆる手段を講じ、族譜を買って両班に編入することもあった。そのため急激に上がったと考えられる。

韓国人の姓氏の時代的変遷を表で纏めると次のようになる。

【表5】韓国人姓氏の変遷

年度	文献及び資料	姓氏の数	その他
1486年	東國輿地勝覽	277種類	
1766年	陶谷叢説	298種類	
1908年	増補文献備考	496種類	
1930年	總督府国勢調査	250種類	
1934年	中枢院(朝鮮の姓名氏族に関する研究調査)	326種類	
1960年	韓国国勢調査	258種類	
1975年	韓国国勢調査	249種類	
1985年	韓国人口調査	274種類	本貫：3435種類
2015年	韓国総人口住宅調査	5582種類	漢字表記可能： 1507種類 漢字表記不可能： 4075種類 本貫：36744種類

ここでは代表的な調査を引用したが時代によって増減が見られる。理由としては、両班制度の確立によって名門の姓氏に編入したり、政争によって迫害を受け無くなったりすることも考えられる。

ここで注目すべきは、2015年と比較できる1975年の調査結果である。これをみると、金氏が全国民の21.9%、李氏が14.9%、朴氏が8.5%、崔氏が4.8%で、四大姓氏が占める割合が全国民の約半数を占めている。また、20大姓氏までが全国民の約80%、35大姓氏までが約90%、90大姓氏までが99%を占めている。残りの160姓氏は人口の約1%にも満たないので、韓国人の主な姓氏は約100種類未満と言っても過言ではない。

### 3. 終わりに

韓国人の姓氏は、漢字の導入と共に今のような中国式の形が定着したと見られる。その中には韓国独自の姓氏もあるが、多くは中国の姓氏を借用したと考えられる。勿論、中には帰化によって中国伝来の姓氏も見られたり、日本由来の姓氏も見られた。

歴史的には、特権階層だけが持っていたこの姓氏が、一般の人にもまで広が

るのは高麗時代の文宗が実施した科挙の試験が大きく影響する。科挙試験には姓名を持つことが条件であり、試験を受けるために一般の人にまで広がるきっかけとなった。韓国では各家門に族譜を持っているが、この族譜を見るとその始祖がこの高麗時代よりも遥かに遡る。これは事実性よりも自分達の姓氏の神話化や美化したものと考えられる。

また、一般の人が姓氏を持つようになったのが高麗の文宗の時からだが、この説にも問題があり、一般的ではなく特定の階層に限られる。当時の全体人口からしても科挙試験受験者は僅かだったと考えられる。この一般の人が姓氏を持つようになったという意味は、一般の人が皆姓氏を持つようになったという意味ではない。特に、朝鮮時代は厳しい身分制度があり、全体人口の約半数は奴婢階層と言われている。この奴婢階層は当然姓氏を持っていなかったため、これ以外の人全部持ったとしても約半数に満たない。【表4】の通り、18世紀まで韓国人の約40%だけが姓氏を持っていたというのは信憑性が高い。やっと19世紀に入り、奴婢制度の廃止と近代的な戸籍法の導入により一般の人にまで全員姓氏が与えられた。奴婢の解放は所属によって二段階で行われた。「公奴婢」は1801年公奴婢解放政策によって行われ、平民化政策によって税収の増大を図り、慢性的な財政赤字の解決を図った。また、「私奴婢」は1894年甲午改革によって実施された。この過程で、奴婢達は名門の姓氏に編入されることを望んだために、中国や日本とは異なり、韓国では伝統のある五大姓氏に集中する要因の一つとして考えられる。圧倒的多数の人に姓氏が与えられたにも関わらず、姓氏の数はそれ程増えることはなかった。

【表5】の調査で、

1930年 250種類 ➡ 1934年 326種類
---------------------------

と1930年の250種類から1934年には326種類に増えるのは、日本式姓氏の普及と考えられる。日本式姓氏に変える「創氏改名」は自発的な面もあり、外発的な面もあったとされている。その後、日本式姓氏はアメリカの政策によって韓国人の姓氏から外され、次のような統計にも表れている。

1934年 326種類 ➡ 1960年 258種類
---------------------------

上の表のように、1934年から1960年になると姓氏の数が減る逆転現象が起きている。

このように一時的に増えたり減ったりはするものの、長い間伝統的に300種類位で維持して来た韓国人の姓氏の数が、2015年の調査では一気に変わることになる。1985年調査で274種類だったものが、その30年後の2015年になると5582種類に増え、本貫の数も3435種類からその十倍以上の36744種類に増えたのである。これは従来から維持して来た民法などの法律改正による影響も大きい。従来は必ず漢字だけに限られたが、法改正によって漢字でなくても許可されることになったからである。また、氏名創設の時は本貫も必要だが、本貫は国内だけでなく、台湾、ベトナム、ドイツなどの外国まで広がっている。例えば、バングラデシュからの移民者の場合、姓氏を「バン(방)」としたり、インドネシアからの移民者は「イン(인)」と付けたりする。また、ドイツからの帰化人の姓氏は韓国本来の「李」を借りるものの、本貫は「独逸李」とするケースもある。この本貫の場合もっと自由でアメリカのカリフォルニア州の人は「加州金」、フランスパリ出身者は「巴里張(장)」<sup>14)</sup>としたりする。これは、2008年民法上の「戸主制」の廃止と共に、特別な欠格がなければ自由に創氏創本を認める法律改正により多く増えたと考えられる。また、このような現象は韓国の多文化社会の進展により益々変化して行くと思われる。これは韓国社会の急激な<sup>15)</sup>多文化社会<sup>16)</sup>への移行であり、家族制度も含め、従来の伝統などが大きな転換期を迎えていることのシグナルでもある。

14) 姓氏はハングルでも良いが、本貫はまだ漢字で表記しなければならない。なので、カリフォルニアを「加州」、パリを「巴里」と表記したりする。

15) 2020年には韓国総人口の5%が外国人になると予想される。外国人の割合からも韓国はもう多文化社会に入っていると見えよう。

16) 多文化社会の象徴であるアメリカの姓氏の数は約160万種類と言われている。

## 参考文献

- 『韓国家族制度研究』김 두현 1969 ソウル大学出版部  
「韓国家族法上の姓氏に関する研究」손 현경 1996 釜山大学  
『韓国人の姓氏』이승우 1977 創造社  
『韓国姓氏の起源と神話』李 海淑 2005 民俗苑  
『韓国中世社会史研究』이수진 1984 一朝閣  
「韓国における家系記録の歴史とその解釈」송준호 『歴史学報』87号 1980  
『韓国の帰化姓氏と多文化』이 찬욱 2014 中央大学文化コンテンツ研究院  
「国民, 民族, 人種: 結婚移民者子女のアイデンティティ」『東北亜“多文化時代”韓国社会  
の変化と統合』薛東勳 2006 東北亜時代委員会  
『出入国・外国人政策統計月報 [2010年4月号]』2010 法務部出入国・外国人政策本.  
『新民法大系Ⅰ民法総則 第2版』加藤雅信 2005 有斐閣  
『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』今村革丙 1934 朝鮮総督府  
『我が国の民法上の姓氏制度研究』이광신 1973 法文社

## 参考資料

- 『新增東國輿地勝覽』  
『世宗實錄地理志』  
『增補文獻備考』  
『陶谷叢說』  
『萬姓大同譜』